

船舶事故調査報告書

令和7年7月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年1月4日 11時00分ごろ
発生場所	愛媛県今治市 ^{いまばり} 大下島 ^{おおげ} 南方沖 アゴノ鼻灯台から真方位195° 560m付近 (概位 北緯34° 10.6′ 東経132° 55.8′)
事故の概要	プレジャーボートアスター号は、北西進中、プレジャーボート ^{ジェイ} J-DEEP ^{ディーブ} は、船首を西北西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年1月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート アスター号、5トン未満（長さ7.27m） 273-667 広島、個人所有 B プレジャーボート J-DEEP、5トン未満（長さ6.27m） 271-22773 広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船外機のカバーに破損、スパンカーの支柱に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り場を移動する目的で、操縦区画の右舷側に置いた椅子に腰を掛け、GPSプロッターを作動させ、大下島南方沖の釣り場で船首を北北西方に向けた状態から発進し、今治市小 ^こ 大下島 ^{おおげ} 東方沖の釣り場に向かった。 船長Aは、発進する際、周囲を見回したが、前路に航行の支障となる他船はいないと思って操船を開始し、本船を左転させて針路を北西方に向けた。（写真1参照）

死角となったかもしれない窓枠及び囲壁



船長A提供

写真1 A船の操縦区画

船長Aは、約3～5ノットの対地速力で、手動操舵により北西進中、顔を下方に向けて足元の釣り道具の整理作業を始めた。

船長Aは、釣り道具の整理作業を終え、顔を上げて船首方を見たところ、A船の船首方至近にB船を認め、急いで主機を全速力後進としたものの、A船の左舷船首部とB船の船尾部とが衝突した。(図1参照)

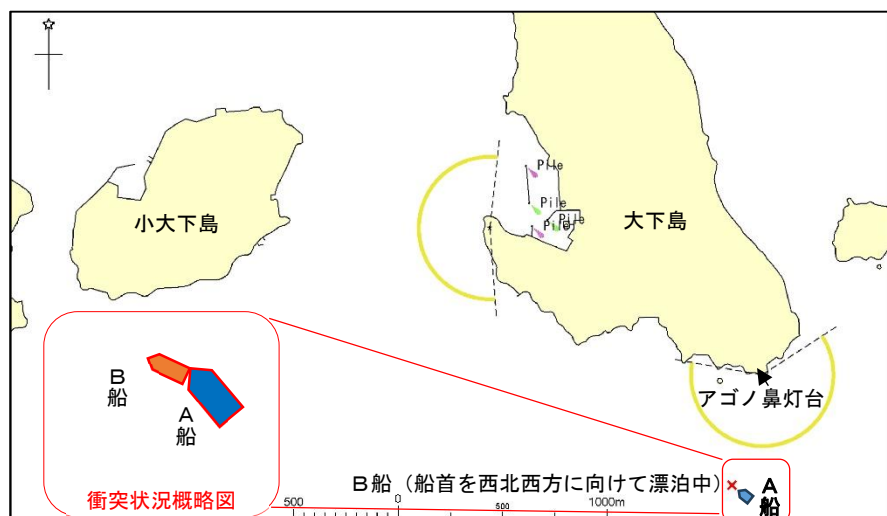


図1 事故発生経過概略図

	船長Aは、A船を反転させてB船に寄せ、船長Bと共にB船の乗船者にけががないこと並びにA船及びB船の損傷状況を確認した。 船長Aは、船長Bが118番通報を行うところを聞いていた。 A船は、自力で航行して出航地である広島県竹原市竹原港^{たけはら}に向かった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、大下島南方沖の釣り場で、漂泊して釣りを行っていたところ、A船と衝突した。 船長Aは、本事故発生海域で幾度も釣りを行った経験があり、ふだんは多数の釣り船がいる場所なので、発進前に周囲の安全を十分に確認したつもりであった。 船長Aは、釣りを始めた頃には、A船の周囲に約12～13隻の釣り船がいたが、約3時間釣りを行っているうちに他船がしだいにいなくなり、発進時にはA船以外の船舶はいないと思っていた。 A船の操舵区画には、前面の窓枠及び左舷方の囲壁によって死角が生じていた。 A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	A船は、北西進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、顔を下方に向けていて、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、釣りを行っているうちに周囲にいた他船がしだいにいなくなり、発進時にはA船以外の船舶はいないと思い、A船を発進させる際に周囲の安全を適切に確認しなかったことから、B船を見落とし、前路に航行の支障となる船舶はいないと思ったものと考えられる。 船長Aは、発進する際、周囲を見回したが、操舵区画前面の窓枠及び左舷方の囲壁が死角となり、B船を見落としした可能性があると考えられる。 B船は、漂泊中、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、周囲の見張りを適切に行っていなかった可能性があると考えられるが、船長Bから必要な情報が得られなかったことから、明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、A船が北西進中、船長Aが、前路で漂泊中のB船を見落としのまま航行を開始した後、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、B船と衝突したものと考えられる。また、B船は、漂泊中、A船と衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、常時、適切な見張りを行うこと。